第２次流山市
子どもの読書活動推進計画

流山市教育委員会

第２次流山市子どもの読書活動推進計画

目次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

第１章　第１次計画における状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
１　目標とする指標の達成状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
２　成果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
３　課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６

第２章　計画の基本的方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
１　目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
２　３つの基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
３　計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
４　計画の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
５　計画の推進と評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
６　目標とする指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３

第３章　計画の具体的方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
１　乳幼児期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
２　小学生期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
３　中・高校生期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４
４　配慮を必要とする子どもへの取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９

用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１
関係資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４３

はじめに

人は、読書などを通して言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにすることができます。読書は、人生をより豊かに生きていく上で欠くことのできないものであり、多感で行動範囲の限られている子ども時代においては、なおさら読書活動が必要となってきます。

読書活動は、子どもが未来をたくましく切り開くための活力の源です。子どもは読書を通して、自分の身近な場所以外の世界を知り、人の心を思いやることを知り、ふさわしい言葉を覚えることで自分を表現する手段を知るのです。

国は、平成１３年１２月「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行して子どもの読書活動の推進について国及び地方公共団体の責務を明らかにし、また同法第八条第１項の規定に基づいて平成１４年８月には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。この計画は、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動ができるよう、積極的にそのための環境整備をすることを基本理念とし、施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定められたものです。さらに、その成果と課題を盛り込んだ第二次計画を平成２０年３月に、第三次計画を平成２５年５月に、平成３０年４月に第四次計画を策定し、より具体的な方策を明らかにしました。

千葉県は、国の推進計画に基づいて平成１５年３月に「千葉県子どもの読書活動推進計画」の第一次計画を策定し、その後の国の動向や計画の成果と課題を踏まえ、平成２２年３月には第二次計画、平成２７年３月には第三次計画、令和２年２月には第四次計画を策定しました。　このように、国や県では「子どもの読書活動の推進に関する法律」第八条、第九条に基づき、子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画の策定・実施を行ってきました。同法第９条第２項では、市町村は子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならないとしています。

流山市でも、平成２９年３月に第１次計画となる「流山市子どもの読書活動推進計画」を策定し、様々な施策に取り組んでまいりました。その結果、一定の成果が認められるものの、年齢が上がるにつれて読書離れの傾向が依然としてある等、数々の課題もみえてきました。

こうした状況を踏まえ、これまでの取組の成果と課題を検証し、本市では「第２次流山市子どもの読書活動推進計画」を策定いたしました。本計画に基づき、次代の流山を担う子どもたちが、本にふれる機会を増やし、読書活動を通じて生きる力

を育み、豊かな心を育てることができるように、一層の読書活動の推進に努めてまいります。

第１章　第１次計画における状況

子どもの読書離れが憂慮される中、本市では、平成２９年３月に「流山市子どもの読書活動推進計画」を策定しました。この計画では３つの基本方針を柱とし、家庭・地域、市立図書館、学校、保育所（園）・幼稚園、子育て関連施設等が５６の事業を展開するというものです。また、６つの指標を設定し、いずれも達成はかなわないものの、計画策定当時より数値の改善がみられました。また、おおたかの森こども図書館においては、利用者数、児童書の貸出冊数、おはなし会への年間参加人数全てにおいて、目標とする値を達成しています。

しかしながら、全国的にインターネットの利用がますます盛んになる中、子どもの読書離れが年齢とともに進んでいく状況は続いています。国や県の第４次計画でも問題とされ、乳幼児期からの発達段階に応じた読書活動が行われることが求められています。

さらに、令和元年６月に視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律が公布・施行され、配慮が必要な子どもたちへの取り組みを更に充実させていく必要があります。

また、令和２年度は新型コロナウィルス感染症の流行により、学校の臨時休校、市立図書館の臨時休館や利用制限、読書推進行事の中止・縮小等が相次ぎ、子どもたちの読書環境が制限される事態となりました。このような状況が今後も続く可能性があることを考慮に入れた取り組みを実施していきます。

＜主な実施事業＞

●市立図書館によるおはなし会の開催

おはなし会を各館で開催しています。

※令和元年度は新型コロナウィルス感染症の影響で２月２６日～３月３１日まで中止。令和２年度も新型コロナウィルス感染症の影響により、中央図書館の１０月～１月６日、３月２４日の水曜日開催分を除き中止。

〈おはなし会の開催回数・参加者数推移〉

	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	令和元年度
回数	３６９回	４１７回	４１１回	３６９回
人数	６，１７９人	７，３３９人	６，６２９人	５，４５９人

●「こどもの読書週間」（４月２３日～５月１２日）での展示・イベント実施

図書館とボランティア団体が共催して、森の図書館で子ども読書まつりを開催しているほか、各館で展示やイベントを実施しています。

●「どくしょつうちょう」「読書手帳」の作成・配布・活用

読んだ本を記録しておける「どくしょつうちょう」「読書手帳」を作成し、図書館ホームページで公開するとともに、各館で配布しています。小・中学校にも配布を行い、読書活動に活用いただきました。

●図書館での展示・レイアウトの工夫、キャラクターの活用

各館で、季節に合わせて児童室の展示やレイアウトを工夫していますが、中央図書館では、くまのぬいぐるみの「くま館長」のキャラクターを、各イベントやパンフレットに登場させて子どもたちに親しまれています。

●ブックスタート[1)]関連事業「おはなし　しゅっぱつしんこう！」の実施

平成２９年度から、乳幼児向けブックスタート関連事業を実施しています。ブックリスト「赤ちゃんと楽しむはじめての絵本」を、母子手帳交付時に市民課窓口で配布しました。「赤ちゃんと楽しむわらべうたの会」を、平成３０年度以降は定例おはなし会として中央図書館・森の図書館・木の図書館・南流山分館で開催しています。令和２年度までに、市内全ての保育所（園）・幼稚園を含む９５の子育て関連施設に乳幼児向けブックセット[2)]を設置しました。

●年齢別「おすすめの本」リストを作成・配布

年齢別「おすすめの本」リストを作成・配布し、図書館ホームページで公開するとともに、市内の小・中学校及び図書館で配布しています。

●市立図書館各館の子ども向け実施事業

中央図書館の主な実施事業	森の図書館の主な実施事業
・人形劇のつどい ・「子ども読書の日」記念展示（「絵本でアジアをよんでみよう！」）、工作会（「ブックカバーを作ろう！」） ・科学教室 ・図書館わくわくフェス（生涯学習センター・NPO 法人ながれやま栞・人形劇団レインボー・ボランティアグループにじ共催） 学校図書館ボランティア研修会 ・世界の子どもの本展（一般社団法人日本国際児童図書評議会主催、NPO 法人ながれやま栞共催） ・わらべうたであそぼう！ ・クリスマスおはなし会スペシャル	・あかちゃんごろーんあーと撮影会 ・研究者に会いに行こう！（流山サイエンスエデュケーションラボ共催） ・子どもの読書週間特別おはなし会 ・子ども創作教室 ・赤ちゃんと一緒にわらべうたベビーマッサージ ・えいごでおはなし会 ・森の図書館劇場（映画上映会） ・図書館わくわくフェス（生涯学習センター・NPO 法人ながれやま栞・人形劇団レインボー・ボランティアグループにじ共催） ・科学教室 ・親子で楽しむコンサート

・講演会「世界の子どもの本はこんなに面白い！」　他	・赤ちゃんのための絵本で子育て ・バリアフリーお話会（手話付きお話会） ・クリスマスおはなし会 ・体験で学ぶ読み聞かせ講座　他
木の図書館の主な実施事業	おおたかの森こども図書館の主な実施事業
・赤ちゃんと一緒にベビーダンス（おおたかの森こども図書館・おおたかの森センターと共催） ・工作会 ・子ども創作教室 ・子ども科学創作教室 ・赤ちゃんと一緒にベビーマッサージ（おおたかの森こども図書館・おおたかの森センターと共催） ・おばけ集会（おはなし会） ・図書館わくわくフェス（生涯学習センター・NPO法人ながれやま栞・人形劇団レインボー・ボランティアグループにじ共催） ・映画上映会 ・クリスマスおはなし会スペシャル ・学童クラブへの図書館の使い方講座 ・図書館の福袋 ・ビブリオバトルを楽しもう！ ・夜の図書館脱出ゲーム　他	・図書館わくわくフェス（生涯学習センター・NPO法人ながれやま栞・人形劇団レインボー・ボランティアグループにじ共催） ・小学校への図書館オリエンテーション ・学童クラブへの図書館の使い方講座 ・赤ちゃんと一緒にベビーダンス（木の図書館・おおたかの森センターと共催） ・赤ちゃんと一緒にベビーマッサージ（木の図書館・おおたかの森センターと共催） ・おおたかの森ひろば（子ども家庭課・おおたかの森センター共催） ・映画鑑賞会 ・わんわん読書会 ・工作教室 ・クリスマス会（おおたかの森センター・学童クラブと共催）　他

平成２９年度

・流山市子どもの読書活動推進計画を策定し、記念行事「長くつ下のピッピの国スウェーデンと北欧の子どもの本」、子ども読書の日記念映画会「ピッピの宝島」を実施しました。

・ブックスタート関連事業「おはなし　しゅっぱつしんこう！」の一事業として、図書館司書が選んだおすすめの絵本で作成した乳幼児向けブックセット（６６冊）を、市内保育所・保育園３４施設に設置しました。また、図書館全館において乳幼児向けブックセット（６６冊）を設置しました。

・夏休み期間中の月曜開館を実施したほか、７月・８月・１２月の月末休館日を臨時開館しました。夏休み期間中の月曜日を開館日と改める条約改正を行いました。

平成３０年度

・子ども向けの図書館ホームページを開設しました。

・スマートフォン、タブレットから図書館電算システムが利用できるようにしました。
・ブックスタート関連事業「おはなし　しゅっぱつしんこう！」の一事業として、乳幼児向けブックセット（保育園用６６冊・幼稚園用５３冊）を、市内保育所・保育園２９施設、幼稚園１施設の合計３０施設に設置しました。

令和元年度
・ブックスタート関連事業「おはなし　しゅっぱつしんこう！」の一事業として、乳幼児向けブックセット（６６冊）と幼児向けブックセット（５３冊）を制作。市内保育園５施設、幼稚園９施設、児童館・児童センター７施設、保健センター１施設の、合計２２施設に設置しました。
・おおたかの森市民窓口センター図書ピックアップサービスの実施時間を拡大しました。

令和２年度
・ブックスタート関連事業「おはなし　しゅっぱつしんこう！」の一事業として、乳幼児向けブックセットを、新規開設保育園１０施設、既存の保育所・保育園６７施設、児童館・児童センター７施設、保健センター１施設、幼稚園１０施設の、合計９５施設に設置しました。過年度で既存の施設への設置が完了したため、新設保育園には基本セットを新たに設置し、既存の施設には、第２便として、乳幼児セット１５冊、保育園セット１５冊、幼稚園セット１５冊を選定、郵送しました。
・図書館ホームページ内に家庭読書推進のためのページを作成しました。

１　目標とする指標の達成状況

①市立図書館における乳幼児対象事業の取組状況

指標の概要	平成２７年度	令和元年度	目標年度の状況（令和３年度）
おはなし会の参加人数	6,488 人	5,459 人	7,200 人

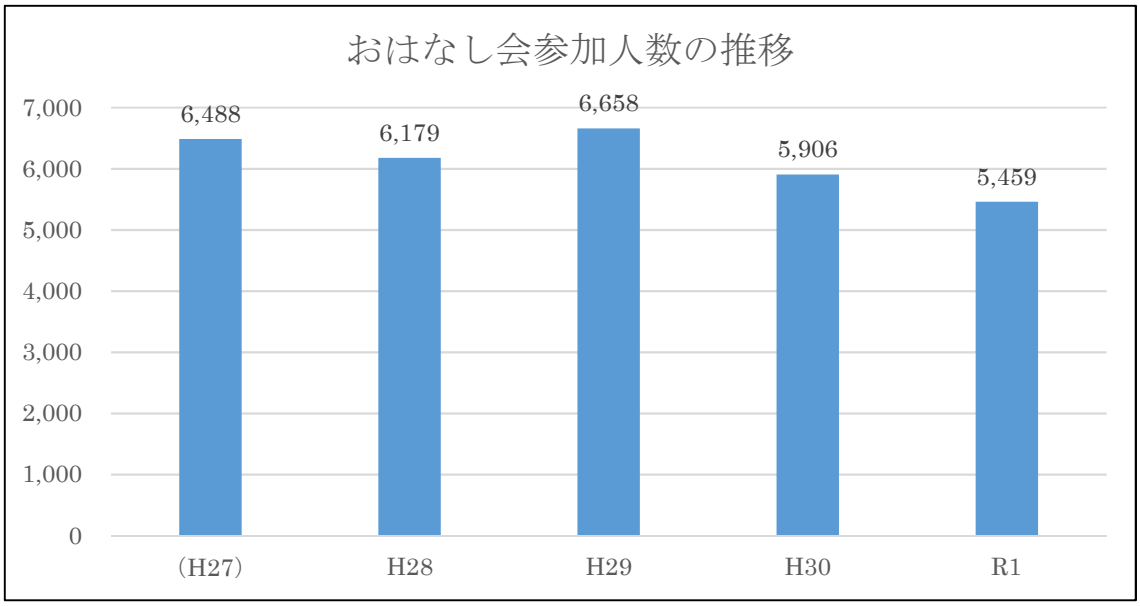

計画策定を行った平成２９年度は、赤ちゃん向けのおはなし会を始めるなどの取組があり、平成２７年度よりも参加人数が増加していますが、令和元年度は新型コロナウィルス感染症の流行も相まって、参加者が減少傾向にあります。

②学校図書館図書標準[3)]の達成状況

指標の概要		平成２７年度	令和２年度	目標年度の状況（令和３年度）
蔵書冊数が学校図書館図書標準を達成している学校の割合	小学校	81.3%	81.3%（R2）	蔵書には古い資料も多分に含まれているため、計画的な購入と本の刷新を行った。
	中学校	77.8%	77.8%（R2）	

＜購入冊数＞（冊数は小数点第一位以降四捨五入）【令和元年度】

施設名	未回答	総　数（冊）	1 施設当たり平均（冊）	最低冊数（冊）	最高冊数（冊）	1 施設当たり購入の割合平均(%)※
小学校	1	6,231	389	184	933	3.7
中学校	0	3,522	392	230	543	6.0
高等学校	0	1,715	429	320	512	1.8
特別支援学校	0	150	75	50	100	5(1 施設分のみ)
合計	1	11,618				

※一施設における蔵書冊数に対する購入冊数の割合の平均値

＜廃棄冊数＞（冊数は小数点第一位以降四捨五入）【令和元年度】

施設名	未回答	総　数（冊）	1 施設当たり平　均（冊）	最低冊数（冊）	最高冊数（冊）	廃棄を行っている学校数	1 施設当たり廃棄の割合平均(%)※
小学校	2	2,374	158	177	463	10	2.4
中学校	0	1,144	127	239	605	3	8.2
高等学校	0	0				0	
特別支援学校	0	0	0			0	
合計	1	3,518					

※廃棄を行った施設における蔵書冊数に対する廃棄冊数の割合の平均値

（第2次流山市子どもの読書活動推進計画策定のための調査票　集計結果より）

小学校の令和２年度の学校図書館図書標準の達成状況は８１．３％、中学校の令和２年度の達成状況は７７．８％となり、平成２７年度と変わらない状況です。しかし、目標年度の状況に「蔵書には古い資料も多分に含まれているため、計画的な購入と本の刷新を図る」とあります。＜購入冊数＞と＜廃棄冊数＞の結果より、学校図書館の図書購入に対し、廃棄の割合が多いものの、積極的に蔵書の刷新をおこなっている学校が小学校で６割、中学校で３割にのぼると考えられます。蔵書数としてはまだ学校図書館図書標準を全て達成はできておりませんが、蔵書の質を高めるため、資料の刷新に努めている状況であるといえます。

③読書が好きな児童・生徒の割合

指標の概要		平成２７年度	令和元年度	目標年度の状況（令和３年度）
全国学力学習状況調査において「読書はすきですか」の設問に対して、「当てはまる」または「どちらかといえば当てはまる」と回答する小中学校児童･生徒の割合	小学校児童	75.7%	76.4%	80%
	中学校生徒	78.4%	77.9%	80%

指標の概要である全国学力学習状況調査において「読書は好きですか」の設問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童・生徒の割合について、令和元年度においては、小学校児童は７６．４％と、平成２７年度より０．７％上昇しています。一方中学校生徒においては７７．９％となっており、平成２７年度より０．５％減少しました。いずれも目標値の８０％には届きませんが、小学校児童の読書における関心が上がっており、一方中学生における読書への関心が下がっている状況がうかがわれます。

④小学生・中学生・高校生期における読書の状況

指標の概要		平成２７年度	令和元年度	目標年度の状況（令和３年度）
市立図書館の年齢別貸出冊数における７～１２歳（小学校児童）、１３～１５歳（中学校生徒）、１６～１８歳（高等学校生徒）までの１人あたりの貸出冊数	小学校児童	4.0 冊/年	4.5 冊/年	5.0 冊/年
	中学校生徒	3.2 冊/年	3.0 冊/年	4.2 冊/年
	高等学校生徒	2.8 冊/年	3.0 冊/年	3.8 冊/年

「小学生・中学生・高校生期における読書の状況」について、指標の概要である年齢別貸出冊数は、市立図書館での貸出冊数を貸出人数で割ったものです。令和元年度は７～１２歳が４．５冊であり、平成２７年の数値から０．５冊上がりました。１３～１５歳は３冊であり、平成２７年度から０．２冊下がりました。１６～１８歳までは３冊であり、平成２７年度から０．２冊上がりました。いずれも目標値には及びませんが、小学校児童の数値が大幅に上がったのと、課題である高等学校生徒の数値が上がっているのが成果といえます。

⑤団体貸出[4)]の利用冊数

指標の概要	平成２７年度	令和元年度	目標年度の状況（令和３年度）
市立図書館の団体貸出の１年間の利用冊数	12,389 冊	14,425 冊	16,000 冊

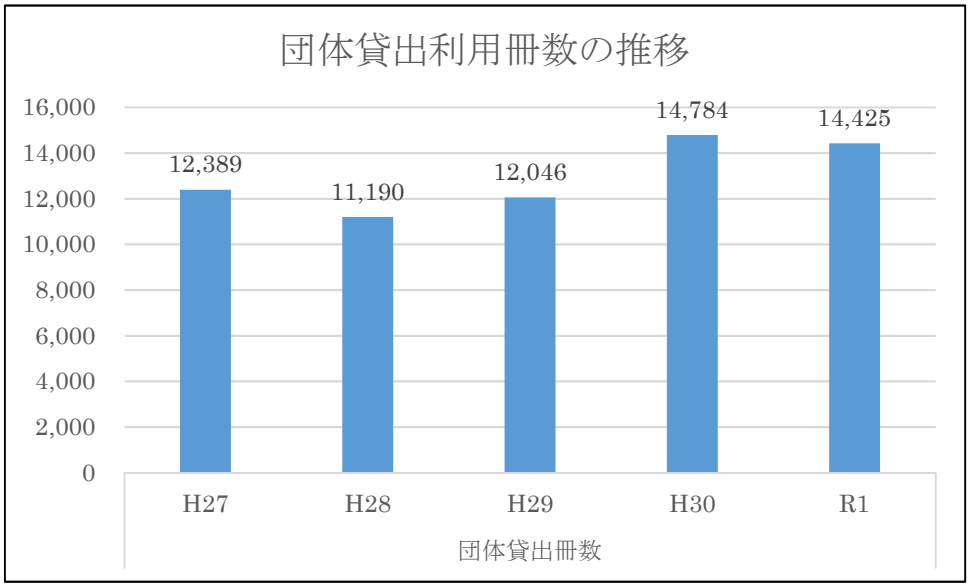

「団体貸出の利用冊数」について、指標の概要である市立図書館の団体貸出の１年間の利用冊数は、令和元年度は１４，４２５冊となり、指標には届かないものの、平成２７年度からは２，０３６冊増加しました。なお、令和元年度については、新型コロナウィルス感染症の流行拡大により、利用冊数が減少しています。

⑥子どもの登録者数

指標の概要	平成２７年度	令和元年度	目標年度の状況（令和３年度）
市立図書館の１８歳までの登録者数	8,400 人	8,953 人	15,000 人

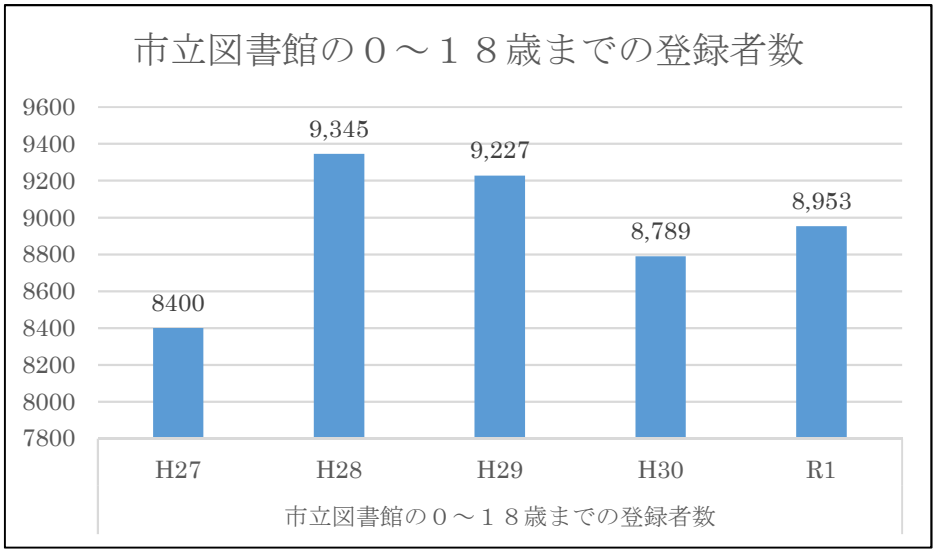

「子どもの登録者数」について、令和元年度は８，９５３人となり、平成２８年度と比較すると減少していますが、平成２７年度と比較すると増加しています。右肩あがりというわけにはいきませんが、９，０００人前後を推移しており、今後は新型コロナウィルス感染症の影響も考えつつ、引き続き登録者数の増加に力を入れていく必要があります。

２　成果

基本方針①子どもの読書環境の整備・充実

１）市立小中学校で学校図書館司書が全校配置されました。

２）令和２年度に学校図書館に向けて行った調査結果より、学校図書館での一人当たりの貸出冊数が主に小学校１，２年生と、中学生において増加しました。

■学年別一人当たりの学校図書館資料の年間貸出冊数（令和元年度）■

施設名	未回答	１年生（冊）	２年生（冊）	３年生（冊）	４年生（冊）	５年生（冊）	６年生（冊）
小学校	2	25.3	23.1	16.5	13.4	7.1	5.9

中学校	0	1.7	1.5	1.0			
高等学校	0	1.0	0.9	1.3			

※学年別貸出冊数÷回答のあった学校の学年別人数

■学年別一人当たりの学校図書館資料の年間貸出冊数(平成 27 年度)■

施設名	未回答	1 年 生（冊）	2 年 生（冊）	3 年 生（冊）	4 年 生（冊）	5 年 生（冊）	6 年 生（冊）
小学校	5	17.4	18.8	17.1	14.3	7.2	7.0
中学校	7	1.0	0.8	0.8			
高等学校	2	1.3	0.8	0.8			

※学年別貸出冊数÷回答のあった学校の学年別人数

（第２次流山市子どもの読書活動推進計画策定のための調査票　集計結果より）

学年別一人当たりの学校図書館資料の貸出冊数において、小学校１年生一人当たりの年間貸出冊数は、平成２７年度に比べて７．９冊と大幅に増加、２年生は４．３冊増加しています。また、中学１、２年生においては０．７冊、３年生においては０．２冊増加しています。

３）おおたかの森こども図書館の利用者数、児童書の貸出冊数、おはなし会への年間参加人数が、目標値を上回りました。

	利用者数（人）	児童書の貸出冊数（冊）	おはなし会等年間参加人数（人）
平成２７年度実績	１３，８５７	５７，１１４	１，４２０
平成２８年度実績	１４，８００	５７，９１４	２,０８０
平成２９年度実績	２０，２９１	６８，５５６	４,７６８
平成３０年度実績	２１，６７６	７０，５７９	５，３２５
令和元年度実績	２４，０６３	８１，７５８	４，５４１
令和３年度目標値	１６，０００	６６，０００	１，７００

おおたかの森こども図書館の目標値達成状況について、利用者数、児童書の貸出冊数、おはなし会等年間参加人数いずれも平成２９年度には全て目標値を達成し、更におはなし会等の年間参加人数以外は年々増加傾向にあります。

基本方針②家庭・地域、市立図書館、学校等の連携・協力による子どもの読書活動推進

１）子育て関連施設の一施設当たりの平均所蔵冊数が増加しました。

＜各子育て関連施設の所蔵冊数の合計値・平均値・最低値・最高値＞

		総数（冊）	一施設当たり平均（冊）	最低数（冊）	最高数（冊）
保育園	R2	26,135	379	50	1,500
	H28		257	15	1,000
幼稚園	R2	14,829	1,483	30	4,000
	H28		1,217	100	3,000
児童センター	R2	7,760	1,109	360	2,000
	H28		1,014	350	1,600
学童クラブ	R2	7,685	274	30	1,000
	H28		301	40	800
障害児支援	R2	1,020	51	10	200
	H28				

※小数点第１位繰り上げ

（第2次流山市子どもの読書活動推進計画策定のための調査票　集計結果より）

子育て関連施設の一施設当たりの平均所蔵冊数について、保育園、幼稚園、児童センターにおいて、平成２８年度と比較したところ、保育園では１２２冊、幼稚園では２６６冊、児童センターでは９５冊増加しています。

ブックスタート関連事業「おはなし　しゅっぱつしんこう！」において、市内子育て関連施設に順次ブックセットの設置を行っていますが、令和２年度現在、市内すべての保育園（所）・幼稚園、児童センター、保健センターの計９５施設に、図書館員が選んだ絵本のブックセットの設置が完了しており、子育て関連施設の読書環境改善の一因となっていることが考えられます。

２）学校図書館による地域ボランティアの活用が活発化しました。

＜学校におけるボランティア導入状況の推移＞　（校）

	導入している		導入していない		導入している割合（%）	
	平成２８年度	令和２年度	平成２８年度	令和２年度	平成２８年度	令和２年度
小学校	16	16	0	1	100	94
中学校	3	9	6	0	33	100
高等学校	0	0	4	4	0	0

（第2次流山市子どもの読書活動推進計画策定のための調査票　集計結果より）

中学校では、平成２８年度は３校のみボランティアを導入している状況でしたが、令和２年度は全校的に導入が行われていました。また学校図書館司書が全校配置されたことで、学校図書館司書と協力し、図書館の環境整備をしている様子がうかがわれます。

基本方針③子どもの読書活動に対する理解・関心の向上と普及

１）子育て関連施設において、保護者への啓発活動をしている施設が平成２８年度から概ね増加しました。

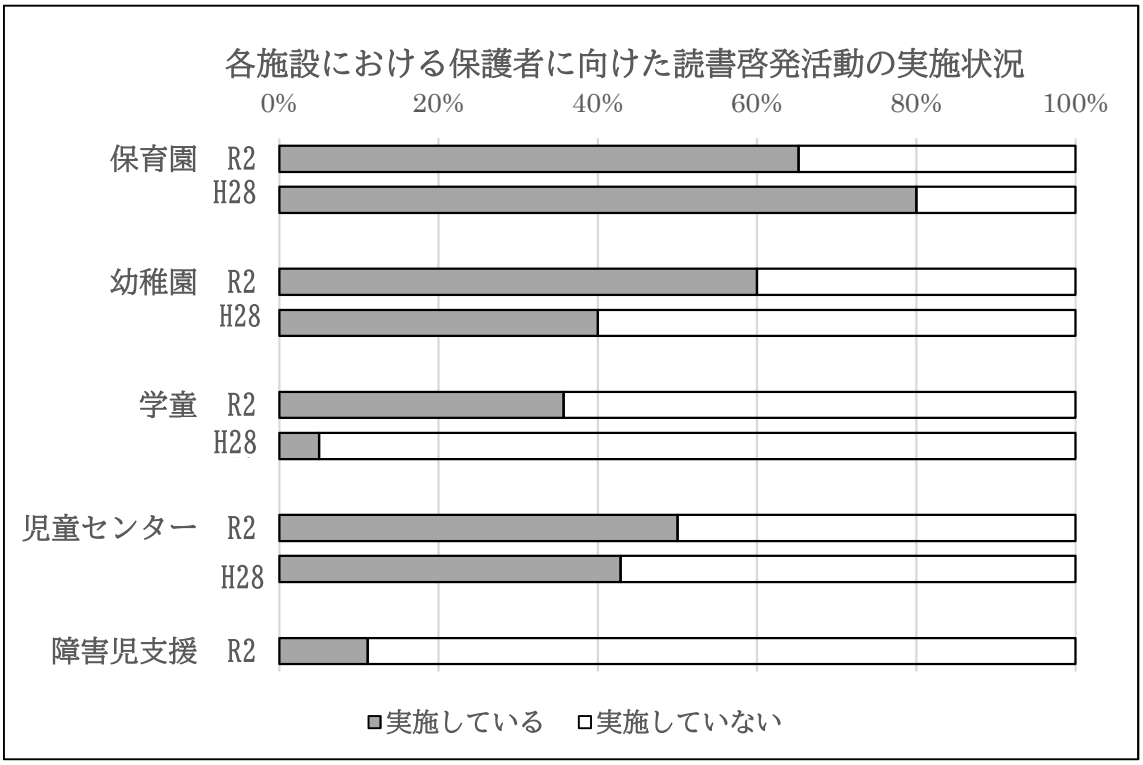

（第2次流山市子どもの読書活動推進計画策定のための調査票　集計結果より）

子育て関連施設における保護者に向けた読書啓発活動について、平成２８年度と比較して保育園では実施施設数が減少したものの、幼稚園、学童、児童センターで増加しています。

２）中・高等学校において、保護者への啓発活動が平成２８年度から増加しました。

＜学校における保護者への読書活動啓発状況＞　（校）

	実施している		実施していない	
	平成２８年度	令和２年度	平成２８年度	令和２年度
小学校	14	12	2	5
中学校	4	8	5	1
高等学校	0	1	4	3
特別支援学校	－	0	－	2

（第2次流山市子どもの読書活動推進計画策定のための調査票　集計結果より）

実施学校数について、平成２８年度と比較して小学校では減少したものの、中学校では４校から８校に、高等学校では０校から１校に増加しています。新型コロナウイルス感染拡大により、平成２８年度調査時には一部の学校で実施されていた「集会による読書啓発活動」などが実施しにくい状況にあるものの、図書だよりについては実施学校数合計が平成２８年度の３校から令和２年度には１３校に増加するなど、学校図書館からの情報発信が活発になっている状況がうかがえます。

３）ブックスタート関連事業「おはなし　しゅっぱつしんこう！」でのブックセット設置・ブックリスト[5)] 配布による子育て関連施設への啓発、情報提供の促進

ブックセット配布後におこなったアンケートや、ブックセットの利用状況調査票の結果より、「職員の本（子どもへの読み聞かせ等）に対する意識が変わってきました」「丁寧にブックコートされていて、本の扱いも勉強になりました。本の選び方など今後もご指導よろしくお願いします」「親子で読んでいる姿もみられます。とても良いものが選ばれていると思います」等、子ども達や職員の喜びの声の他、保護者や職員への読書活動啓発に役立っている様子が報告されています。

４）家庭で読み聞かせをしている人の割合が、平成２８年度と比較して上昇しました。

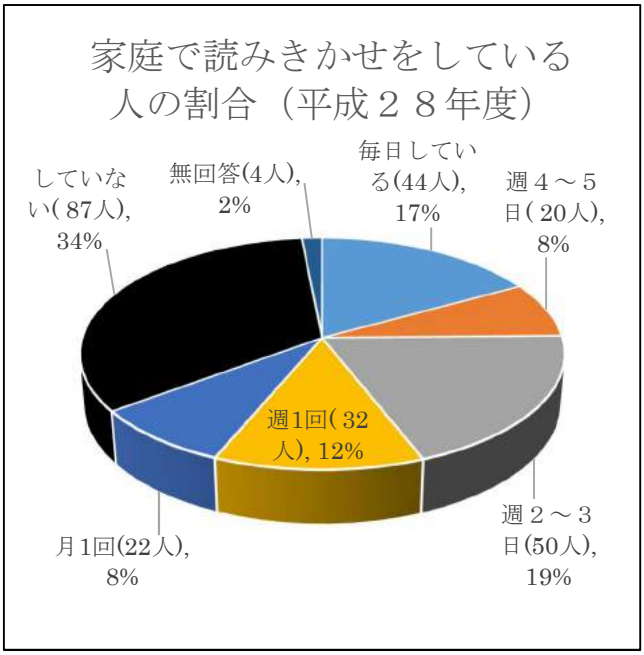

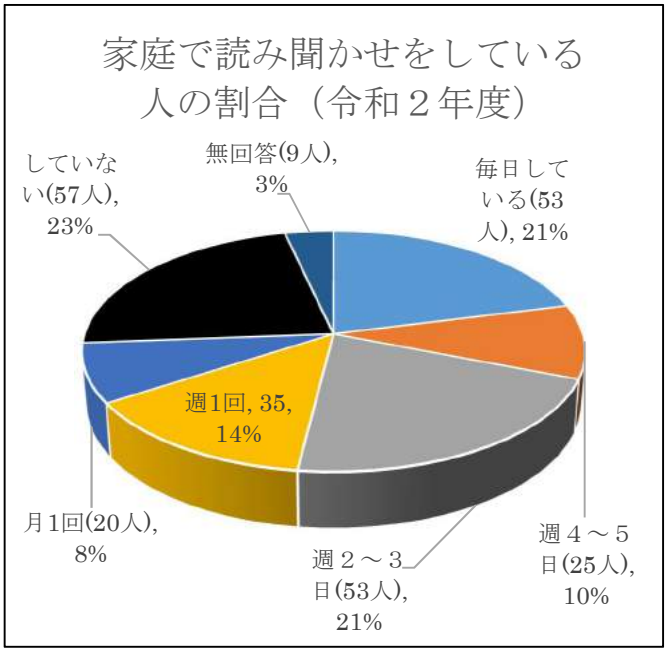

（ながれやま　まちづくり達成度アンケート集計結果より）

市で行っている「ながれやま　まちづくり達成度アンケート」のなかで、「あなたは、家庭で絵本などの読み聞かせをしていますか。」という質問に対し、平成２８年度～令和２年度までは未就学児～小学６年生の児童がいる親に、令和２年度は未就学児～小学３年生の児童がいる親にご回答いただいた結果、「読み聞かせをしている」と答えた市民の割合が７４パーセントとなり、平成２８年度の回答結果である６４％から１０％上昇しました。実数においても、読み聞かせをしていると回答した市民の人数は、１６８人から１８６人に増加しています。

３　課題

１）学校段階が進むにつれて読書離れの傾向

国や県の計画でも課題とされているとおり、本市でも学校段階が上がるにつれて読書から遠ざかる傾向がみられます。学校図書館資料の学年別一人当たりの年間貸出冊数の推移を確認すると、低学年の貸出冊数は大幅に増えているものの、小学生期から高校生期にかけて、右肩下がりで貸出冊数が減少していることがわかります。第２次計画でも引き続き、受験や部活などで忙しい中・高校生に向けて、読書への興味をひく取組を行うと共に、図書館利用を促す工夫が必要です。

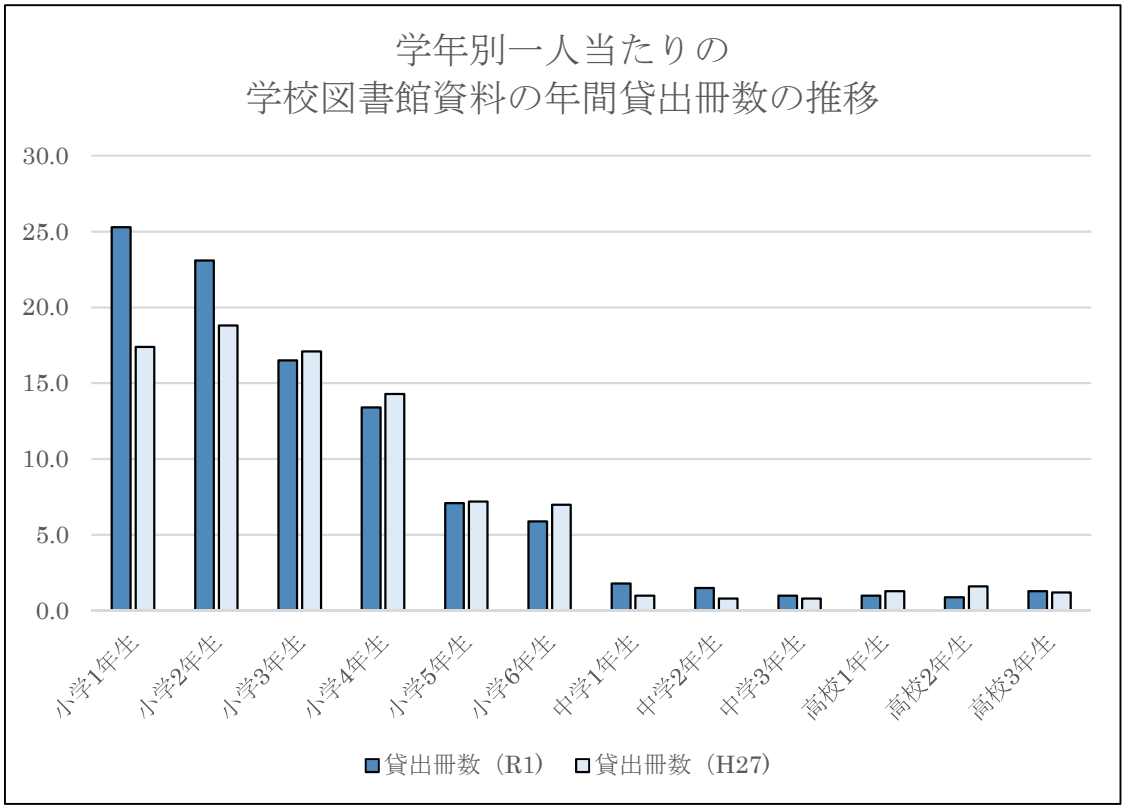

（第2次流山市子どもの読書活動推進計画策定のための調査票　集計結果より）

２）小・中学校における学校図書館司書の一校当たりの勤務時間が少ない

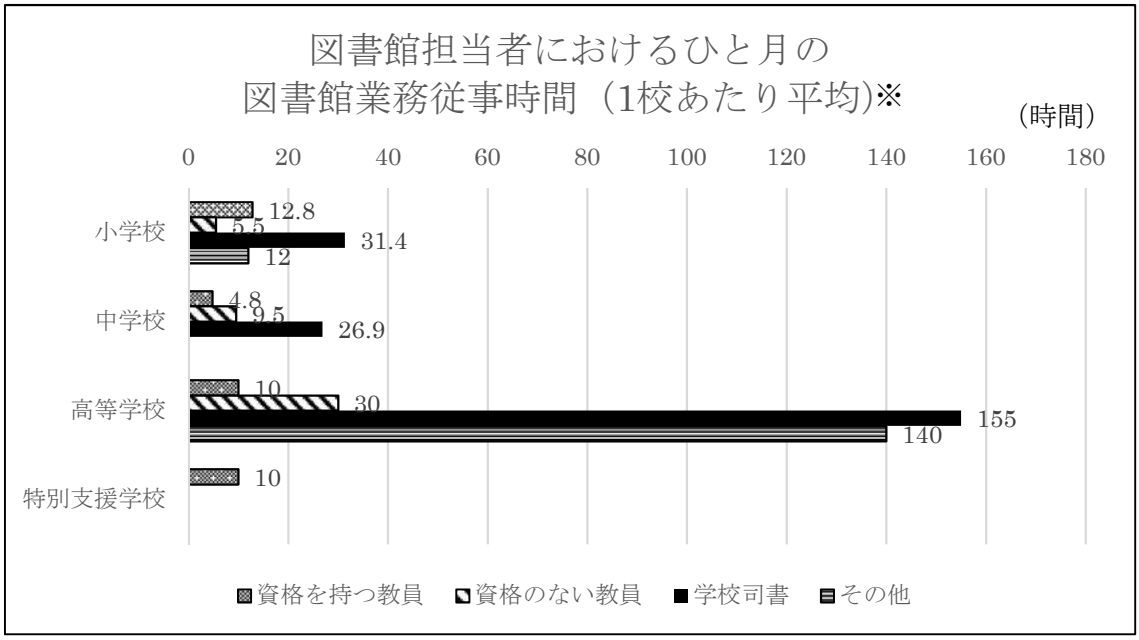

（第２次流山市子どもの読書活動推進計画策定のための調査票　集計結果より）

第１次流山市子どもの読書活動推進計画策定後の成果として、市立全小・中学校への学校図書館司書の配置が実現しましたが、ひと月の一校あたりの業務従事時間は、小学校で３１．４時間、中学校で２６．９時間となっており、毎日７．５時間程度司書が常駐していることが多い高等学校の５～６分の１程度しかない状態です。

学校図書館司書が全校配置されて以降、成果で挙げてきた内容からもわかるとおり、学校図書館での貸出冊数増加や、ボランティアとの協力による図書館環境改善、図書だより等学校図書館からの情報発信の活発化等、学校図書館が活性化し、子ども達の読書活動を推進するのに大きな影響があることがわかります。

小・中学校の学習指導要領にも、指導計画の作成にあたり、学校図書館を計画的に利用すること等が明記されており、（平成１０年文部省告示第１７５号）ますますの学校図書館の活用のためにも、学校図書館司書の勤務時間の改善が望まれます。

３）高等学校・特別支援学校での読書活動が少ない

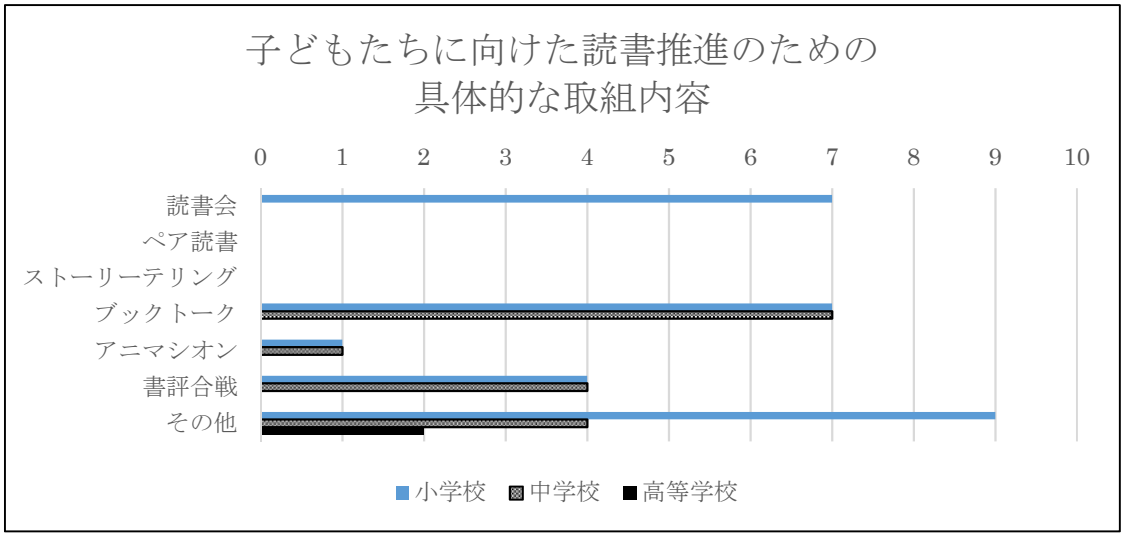

（第２次流山市子どもの読書活動推進計画策定のための調査票　集計結果より）

子どもたちに向けた読書推進のための取組について、小・中学校では、「読書会」「ブックトーク」「読書通帳」「ビンゴ」「スタンプラリー」などのほか、「ブックリンピック」など、学校独自の多彩な取組も行われていますが、高等学校では「出張図書」「おすすめ本紹介」の２つのみであり、今回未回答の特別支援学校と併せて、読書活動推進のための取組を充実させる必要があると考えられます。

４）学童・児童センター・障害者施設での研修の開催・参加が活発ではない

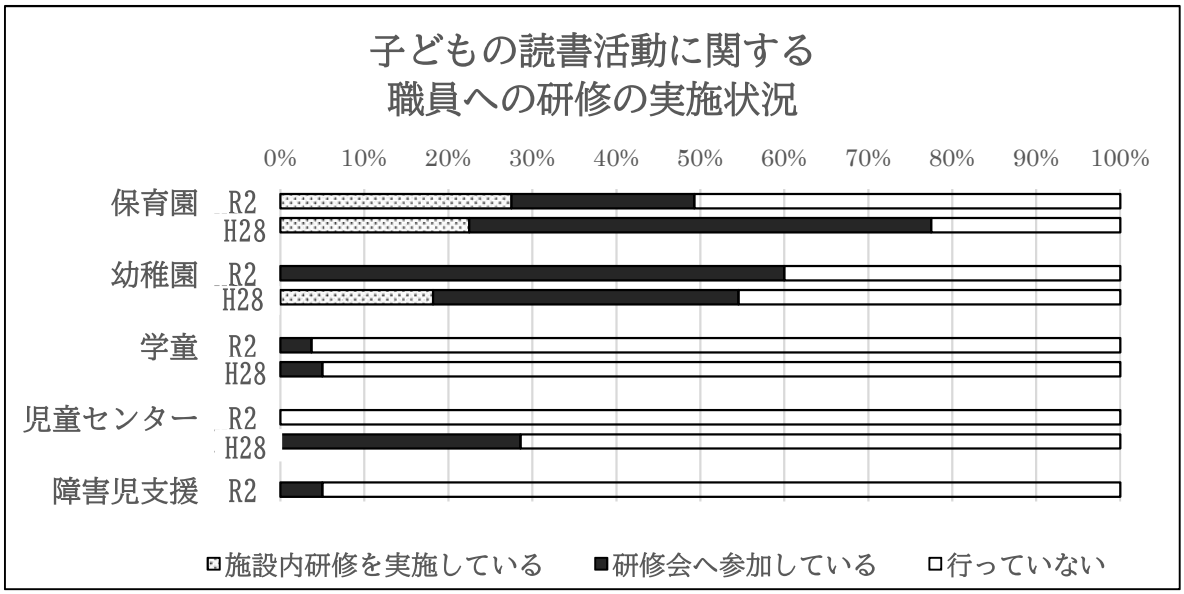

（第2次流山市子どもの読書活動推進計画策定のための調査票　集計結果より）

保育園、幼稚園に比べ、学童、児童センター、障害者施設での研修の開催・参加率は０～５％程度と、低くなっています。児童センターについては新型コロナウィルス感染症の拡大による影響もあり、令和２年度は実施がない状況です。新型コロナウィルス感染症の流行下でも、職員が読書活動に関する知識を身に付ける機会を増やしていく必要があります。

５）新型コロナウイルス感染拡大防止策としての休館・休校、行事の中止や縮小による、読書活動の機会の減少

令和元年度末以降、新型コロナウィルス感染症の拡大防止のため、学校の臨時休校や、市立図書館の臨時休館や利用制限が相次ぎました。現在もおはなし会などの読書推進行事について、規模を縮小しての開催や、状況によっては中止にせざるを得ないこともあります。また、子育て関連施設の一部においては、ブックスタート関連事業「おはなし　しゅっぱつしんこう！」において設置したブックセットについて、感染対策のために以前よりも活用ができていないという声も複数ありました。

読書推進に関する研修会への参加や、集会の開催等、新型コロナウィルス感染症の流行により、読書活動に制限のかかる状況が現在も続いており、今後もこの状況が続く可能性がある中で、どのように読書活動を推進していくのか、考慮に入れる必要があります。

第２章　計画の基本的方針

１　目的

「子どもの読書活動の推進に関する法律」第９条第２項は、国と県において策定された計画を基本として、子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、市町村は「当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならない」と定めています。本市においても子どもの読書活動の重要性を認識し、子どもが読書活動を通じて生きる力を育み、豊かな心を育てることができるように、子どもの読書活動の推進に家庭・地域、市立図書館、学校、保育所（園）、幼稚園、子育て支援施設が、計画的な施策の推進と子どもたちの読書環境づくりに、流山市全体で取り組んでいく指針となる本計画を策定します。

２　３つの基本方針

（１）子どもの読書環境の整備・充実

子どもが自発的に読書活動を行うためには、いつでも発達段階に合った本にふれ、どこでも読書を楽しむことができ、自分自身で興味を持ったことを積極的に調べることが出来るなど、読書環境が整っていることが重要です。そのため、子どもが読書に親しむ機会を増やすとともに、人的サービスの充実に努めます。

（２）家庭・地域、市立図書館、学校等の連携・協力による子どもの読書活動の推進

子どもが読書の習慣を身に付けるためには、子どもにとって身近な環境である家庭・地域、市立図書館、学校、保育所（園）・幼稚園、学童クラブ、子育て支援施設が連携し、社会全体で取り組んでいく必要があります。それぞれが役割を認識し、情報交換をするなど、協力しあって活動を進めていきます。

（３）子どもの読書活動に対する理解・関心の向上と普及

社会全体で読書活動を推進していくためには、まず市民や関連機関の読書活動に対する理解と協力が必要です。そのために、子どもと保護者や子どもに関わる大人に対して、読書活動に関する情報を提供するとともに、読書の意義について啓発活動に努めていきます。

３　計画の期間

計画の期間は、令和４年度から令和８年度までの５年間とします。

ただし、現在の流山市教育振興基本計画が令和６年度で終了することから、本計画を適宜見直すこととします。

４　計画の対象

本計画でいう子どもとは、概ね１８歳以下の人をいいます。

５　計画の推進と評価

本計画の実施状況については、本市の子どもの読書活動の現状や市の取組状況を踏まえて、生涯学習審議会で点検・評価し、主管課（図書館）は関係課との連携のもと、事業を適宜見直していきます。

６　持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）との関連

ＳＤＧｓとは、平成２７年（２０１５）年の国連サミットで採択された国際社会全体の持続可能な世界を実現するための開発目標です。ＳＤＧｓは、あらゆる形態の貧困に終止符を打ち、不平等と戦い、気候変動に対処しながら、誰一人取り残されないようにするための１７のゴール（目標）・１６９のターゲット（取り組み）から構成されており、そのうち本計画と関連性が高い目標として、「目標４　すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」が挙げられます。

流山市子どもの読書活動推進計画体系図

流山市総合計画「基本構想・基本計画　令和２年度～令和11年度

生きがいを持って健康・長寿に暮らせるまち

「都心から一番近い森のまち」

流山市教育振興基本計画　令和２年度～令和６年度

豊かな人生と文化芸術を創造するまちづくり

流山市子どもの読書活動推進計画　令和４年度～令和８年度

（１）子どもの読書環境の整備・充実

（２）家庭・地域、市立図書館、学校等の連携・協力による子どもの読書活動の推進

（３）子どもの読書活動に対する理解・関心の向上と普及

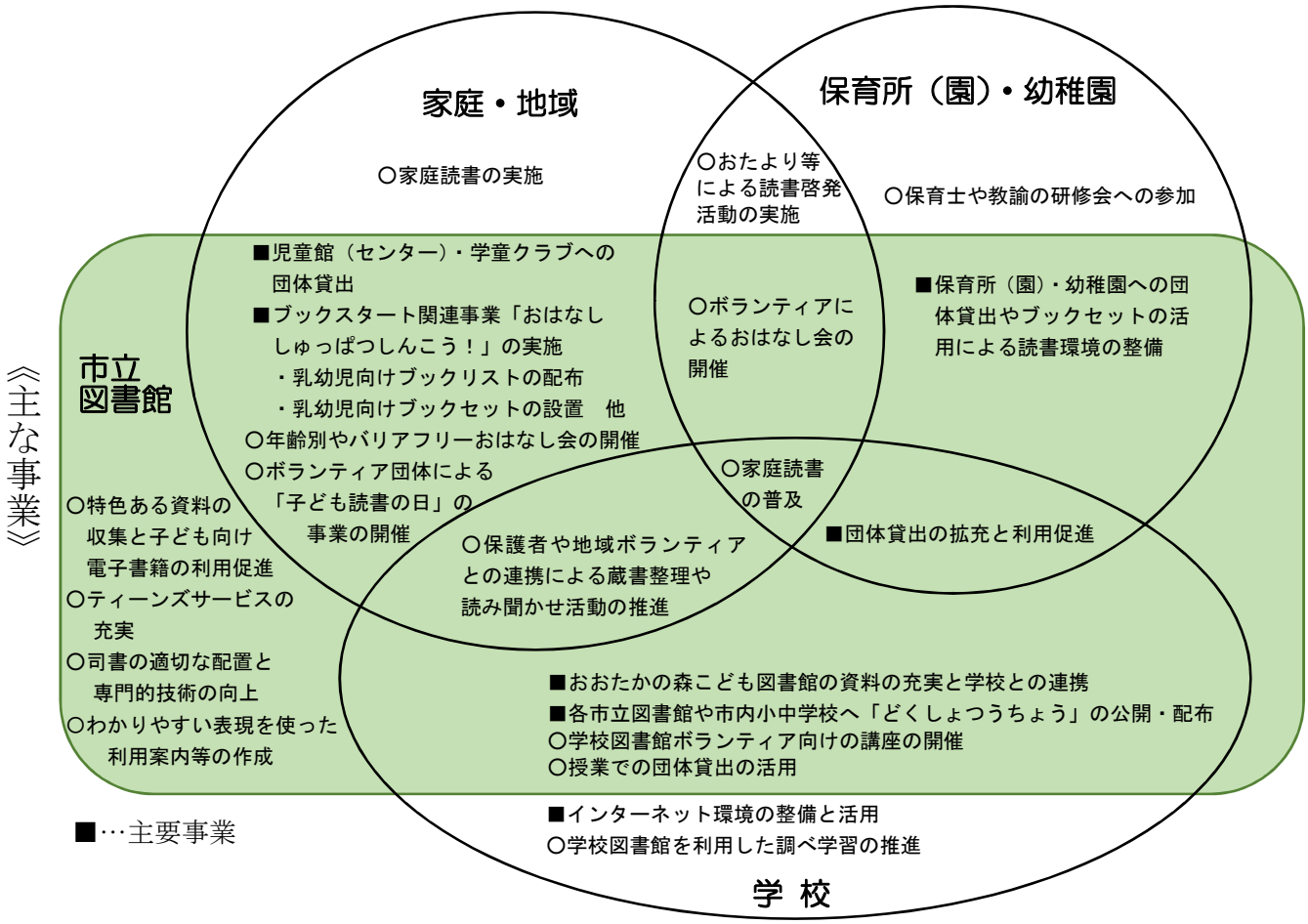

6　目標とする指標

指標名	指標の概要		基準年度の状況（令和元年度）	目標年度の状況（令和８年度）
①市立図書館における乳幼児対象事業の取組状況	おはなし会の参加人数		5,459 人	7,200 人
②学校図書館図書標準の達成状況	蔵書冊数が学校図書館図書標準を達成している学校の割合	小学校	81.3%（R2）	蔵書には古い資料も多分に含まれているため、計画的な購入と本の刷新を図る。
		中学校	77.8%（R2）	
③読書が好きな児童・生徒の割合	全国学力学習状況調査において「読書はすきですか」の設問に対して、「当てはまる」または「どちらかといえば当てはまる」と回答する小中学校児童・生徒の割合	小学校児童	76.4%	80%
		中学校生徒	77.9%	80%
④小学生・中学生・高校生期における読書の状況	市立図書館の年齢別貸出冊数における７～１２歳(小学校児童)、１３～１５歳（中学校生徒)、１６～１８歳(高等学校生徒)までの１人あたりの貸出冊数	小学校児童	4.5 冊/年	5.0 冊/年
		中学校生徒	3 冊/年	4.2 冊/年
		高等学校生徒	3 冊/年	3.8 冊/年
⑤団体貸出の利用冊数	市立図書館の団体貸出における児童書の年間利用冊数　※		13,916 冊	18,000 冊
⑥子どもの登録者数	市立図書館の１８歳までの登録者数		8,953 人	15,000 人

※出典　①、④、⑤、⑥…市立図書館統計　②…文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」③…教育課程研究センター「全国学力・学習状況調査」
※指標⑤の団体は学校、保育園、幼稚園、児童センター、学童クラブ、障害者支援施設、ボランティア団体、他子育て関連施設等を対象とします。

第３章　計画の具体的方策

子どもの豊かな心身の育成にあたっては、発達段階に応じた対応と支援を行っていく必要がありますが、生涯にわたって読書に親しむ習慣を作るためにも、乳幼児期からの発達段階に応じた読書活動が行われることが重要です。さらに、読書の際配慮が必要な子どもたちに向けて、切れ目ない支援を行っていく必要があります。

そこで本計画では、０歳～１８歳までを「乳幼児期」「小学生期」「中・高校生期」に分け、さらに「配慮を必要とする子どもへの取組」の項目を掲げて事業を設定し、家庭・地域・市立図書館・学校等において各期に応じた取組をより具体的にすすめられるような形としました。

１　乳幼児期（概ね６歳くらいまで）

乳幼児期には、３歳ごろまでは、親や周囲の大人から言葉をかけてもらったり、また自身の発する言葉を聞いてもらったりしながら、言葉を次第に獲得していきます。４歳ごろからは、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すと共に、様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになります。

このように、乳幼児期では周囲の大人たちの働きかけが非常に重要となるため、子どもたちがお話に出会う機会が増え、また本を通して大人とコミュニケーションがとれるよう、読書環境の整備を行うと共に、さまざまな機会を通しての読書に対する情報共有や啓発が必要です。

（１）家庭・地域での取組

	主な事業	事業主体	
1	市立図書館の団体貸出やブックセットを活用して、読書環境の整備を図る。	児童館（センター） 市立図書館	継続
2	乳幼児向けブックリストの配布とブックセット設置により、乳幼児と保護者が本を手に取れる機会を増やす。	市立図書館 健康増進課（保健センター） 子育て支援センター	継続

3	保護者に向けて家庭における本の読み聞かせの大切さを伝え、家庭読書[6)]を普及させる。	子育て支援センター 児童館（センター） 公民館 市立図書館	継続
4	ボランティア団体等の協力によるおはなし会の充実に努め、家庭での読み聞かせの大切さをＰＲする。	ボランティア団体 子育て支援センター	継続
5	ブックスタート関連事業「おはなし しゅっぱつしんこう！」として、市立図書館作成の乳幼児向けブックリストをこんにちは赤ちゃん訪問（乳児全戸訪問）時に配布し、乳児期から保護者に家庭での読み聞かせの大切さの普及と促進を図る。	市立図書館 健康増進課 （保健センター）	継続
6	子どもや保護者が本を選ぶ手助けとなるように、市立図書館発行のおすすめ本のブックリストを活用する。	児童館（センター） 市立図書館	継続
7	「子ども読書の日」（４月２３日）を記念して、「子ども読書まつり」等の事業を行い、読書への関心を高める。	ボランティア 市立図書館	継続

（２）市立図書館の取組

	主な事業	事業主体	
8	子どもが使いやすい図書システムを研究し、計画的に更新する。	市立図書館	継続
9	長く読み継がれてきた基本的な図書を揃えて蔵書の構築を図るとともに、新刊も積極的に購入し、魅力ある蔵書構成となるよう努める。	市立図書館	継続

10	多様なニーズに対応できるよう、「おおたかの森こども図書館」では、仕掛け絵本や点字絵本、布の絵本[7)]、外国語絵本等の特色ある資料も所蔵する。また、子ども向けの電子書籍の利用促進を行う。	市立図書館	継続
11	子どもが自ら本を探せるよう、わかりやすい書架表示や配架に努め、季節やテーマに合わせた展示を行う。	市立図書館	継続
12	ブックスタート関連事業「おはなし　しゅっぱつしんこう!」 ・赤ちゃんと保護者を対象にした絵本とわらべうたの会の開催 ・乳幼児向けおはなし会を開催 ・子育て関連施設へ乳幼児向けブックセットを設置 ・乳幼児向けおすすめ本ブックリストの配布 ・市内図書館に乳幼児向けブックコーナーを整備 ・絵本の読み聞かせ講座の実施	市立図書館	継続
13	現在のおはなし会に加え、手遊び・わらべうたを交え、年齢に応じたおはなし会を行っていく。また、バリアフリーおはなし会も開催していく。	市立図書館 ボランティア	継続
14	市立図書館では、子ども向けの事業をボランティア団体とともに開催し、幼児や小学生が市立図書館に来館するきっかけづくりを更に推し進めるとともに、これらの事業のＰＲにも努める。	市立図書館	継続
15	司書の適切な配置を進めるとともに、図書館職員は積極的に児童サービスに係る専門機関の研修に参加し、専門技術の向上に努める。	市立図書館	継続
16	子どもへの読書活動を行っている市民やボランティア団体などに対して、読書活動に関する情報提供や研修会などを実施し、支援する。	市立図書館	継続

17	保育所（園）・幼稚園への紙芝居やビッグブック（大型絵本）の団体貸出やブックセットの設置を通じて、読書活動を支援する。	市立図書館 保育所（園） 幼稚園	継続
18	おすすめ本紹介や利用案内を保育所（園）・幼稚園に配布し、また、おおたかの森こども図書館に「子育て情報コーナー」を設置し関係各課からの配布物を提供する。	市立図書館 関係各課	継続
19	保育所（園）・幼稚園との連携をすすめ、選書相談、読書相談への対応を行う。	市立図書館 保育所（園） 幼稚園	継続
20	学校等で読み聞かせをしているボランティアグループと団体貸出等を通じて連携を図りながら、子どもたちが本に親しむ機会が増えるように努め、読み聞かせや読書普及のＰＲを進める。	市立図書館 ボランティア	継続
21	関係各課と連携し、家庭読書の具体例の紹介やＰＲを行い、保護者への読書啓発に努める。	市立図書館 関係各課	継続
22	「子ども読書の日」（４月２３日）、「こどもの読書週間」（４月２３日～５月１２日）、「文字・活字文化の日」（１０月２７日）、「読書週間」（１０月２７日～１１月９日）に関連する事業や、読書活動について子どもと周囲の大人に対してＰＲを行う。	市立図書館	継続
23	流山市や市立図書館のホームページに利用案内や新着図書情報、各図書館行事を掲載し、また、インターネットを使った資料の検索、フェイスブックやツイッターの活用など、更なる情報の発信に努める。	市立図書館	継続

（３）保育所（園）・幼稚園の取組

	主な事業	事業主体	
24	発達段階に応じた図書資料の充実に努める。	保育所（園） 幼稚園	継続
25	市立図書館の団体貸出やブックセットを活用して、読書環境の整備を図る。	保育所（園） 幼稚園 市立図書館	継続
26	絵本や紙芝居の読み聞かせをすることにより、子どもたちに本の楽しさを知ってもらえるように努める。	保育所（園） 幼稚園	継続
27	早くから図書館に親しみ、絵本を手に取って選ぶ楽しさを味わえるように、園児が市立図書館へ行く機会を増やす。	保育所（園） 幼稚園 市立図書館	継続
28	職員は、園内研修の実施や各研修会へ参加し、子どもの発達に応じた資料を選択できる力をつけ、読み聞かせの技術を高めるよう努める。	保育所（園） 幼稚園	継続
29	図書館職員、地域ボランティアと連携し、様々な人がおはなし会を行うことで、子どもたちの読書経験を広げていくとともに、地域の人々との交流のなかで豊かな心を育む。	保育所（園） 幼稚園 市立図書館 ボランティア	継続
30	職員は、保護者に対して、講演会の開催やパンフレットの配布で読書活動の啓発を図る。	保育所（園） 幼稚園	継続
31	保護者が本を選ぶ手助けとなるように、読書活動の案内や絵本の紹介を、掲示物や園だよりを通して行う。	保育所（園） 幼稚園	継続

２　小学生期（概ね６歳から１２歳くらいまで）

低学年の時期は、一人で本を読もうとするようになり、語彙が増え、文字を読むことから場面や情景をイメージするようになります。中学年の時期は、最後まで本を読みとおす子どもも現れ、自分の考えと比較して読むことで、考えを深めるとと

もに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになります。高学年の時期は、読む本の選択を行い、その良さを味わうことができるようになるため、好みの本の傾向が出てくるとともに、読書の幅が広がり始めます。一方で、この段階で発達がとどまり、読書の幅が広がらなくなる子どもが出てくる場合があります。

このように、小学生期は読書に個人差が出始める時期でもあるため、一人一人が読書の楽しさを知り、読書習慣を身につけられるよう、さまざまな本に触れる機会をつくるとともに、周囲の大人がサポートできるように、読書に関する情報や啓発を進めていきます。

（１）家庭・地域での取組

	主な事業	事業主体	
32	市立図書館の団体貸出を活用して、読書環境の整備を図る。	児童館（センター） 学童クラブ 市立図書館	継続
33	保護者に向けて家庭における本の読み聞かせの大切さを伝え、家庭読書を普及させる。	児童館（センター） 学童クラブ 公民館 市立図書館	継続
34	ボランティア団体等の協力によるおはなし会の充実に努め、家庭での読み聞かせの大切さをＰＲする。	ボランティア団体 公民館	継続
35	子どもや保護者が本を選ぶ手助けとなるように、市立図書館発行のおすすめ本のブックリストを活用する。	児童館（センター） 市立図書館	継続
36	「子ども読書の日」（４月２３日）を記念して、「子ども読書まつり」等の事業を行い、読書への関心を高める。	ボランティア 市立図書館	継続

（２）市立図書館の取組

	主な事業	事業主体	
37	子どもが使いやすい図書館システムを研究し、計画的に更新する。	市立図書館	継続

38	長く読み継がれてきた基本的な図書を揃えて蔵書の構築を図るとともに、新刊も積極的に購入し、魅力ある蔵書構成となるよう努める。	市立図書館	継続
39	子どもが本を使って調べやすいよう、レファレンスブック[8)]の充実を図るとともに、内容やデータが古くなった本の刷新に努める。	市立図書館	継続
40	多様なニーズに対応できるよう、「おおたかの森こども図書館」では、仕掛け絵本や点字絵本、布の絵本、外国語絵本等の特色ある資料も所蔵する。また、子ども向けの電子書籍の利用促進を行う。	市立図書館	継続
41	子どもが自ら本を探せるよう、わかりやすい書架表示や配架に努め、季節やテーマに合わせた展示を行う。	市立図書館	継続
42	「おおたかの森こども図書館」については、併設の学校と連携をとり、調べ学習の手助けとなる資料の充実に努め、ブックトーク[9)]や団体貸出などで学校を支援する。	市立図書館	継続
43	「どくしょつうちょう」を各市立図書館や市内小学校へ公開・配布し、個別の読書記録をつけることにより、子どもの自発的な読書活動を促す。	市立図書館 学校	継続
44	現在のおはなし会に加え、手遊び・わらべうたを交え、年齢に応じたおはなし会を行っていく。また、バリアフリーおはなし会も開催していく。	市立図書館 ボランティア	継続
45	市立図書館では、子ども向けの事業をボランティア団体とともに開催し、幼児や小学生が市立図書館に来館するきっかけづくりを更に推し進めるとともに、これらの事業のＰＲにも努める。	市立図書館	継続
46	子どもが本を使って調べやすいようブックリストやパスファインダー（調べ方ガイド）[10)]の作成をすすめ、自発的な読書活動の手助けをする。	市立図書館	継続

47	司書の適切な配置を進めるとともに、図書館職員は積極的に児童サービスに係る専門機関の研修に参加し、専門技術の向上に努める。	市立図書館	継続
48	子どもへの読書活動を行っている市民やボランティア団体などに対して、読書活動に関する情報提供や研修会などを実施し、支援する。	市立図書館	継続
49	学校図書館ボランティアやボランティア希望者に対して、図書の整理、修理、読み聞かせの講座を行い、学校図書館運営を支援する。	市立図書館	継続
50	小学生のまちたんけんを受入れ、図書館への理解と利用促進に努める。	市立図書館 学校	継続
51	学校からの依頼により、授業に活用する資料の団体貸出を実施しているが、教科書に掲載された作品や関連する図書など、資料の一層の充実に努め、更に各学年に団体利用カードを配布し、団体貸出の利用を促進する。また、読書活動を支援する。	市立図書館 学校	継続
52	おすすめ本ブックリストや利用案内を学校に公開・配布し、また、こども図書館に「子育て情報コーナー」を設置し関係各課からの配布物を提供する。	市立図書館 学校 関係各課	継続
53	中央図書館は、市立博物館と連携して中央図書館児童室に設置している郷土資料を集めた「流山コーナー」の充実や、郷土に関するイベントの開催で、子どもたちの流山市への関心と郷土愛を育めるように努める。	市立図書館 市立博物館	継続
54	学校等で読み聞かせをしているボランティアグループと団体貸出等を通じて連携を図りながら、子どもたちが本に親しむ機会が増えるように努め、読み聞かせや読書普及のＰＲを進める。	市立図書館 ボランティア	継続

55	関係各課と連携し、家庭読書の具体例の紹介やＰＲを行い、保護者への読書啓発に努める。	市立図書館 児童館（センター） 学童クラブ	継続
56	「子ども読書の日」（４月２３日）、「こどもの読書週間」（４月２３日～５月１２日）、「文字・活字文化の日」（１０月２７日）、「読書週間」（１０月２７日～１１月９日）に関連する事業や、読書活動について子どもと周囲の大人に対してＰＲを行う。	市立図書館	継続
57	流山市や市立図書館のホームページに利用案内や新着図書情報、各図書館行事の掲載し、また、インターネットを使った資料の検索、フェイスブックやツイッターの活用など、更なる情報の発信に努める。	市立図書館	継続
58	外国語絵本等の図書リストを公開し、多様な言語での読書活動を支援する。	市立図書館	新規
59	児童書に関する講演会等を実施し、子どもの読書活動の啓発を行う。	市立図書館	新規
60	子育て関連施設職員向けの講座を開催し、子育て関連施設での読書活動推進を促進する。	市立図書館	新規
61	団体貸出申込みのあった単元・テーマの資料リストを公開し、学校の授業での図書の利用促進に努める。	市立図書館 学校	新規

（３）学校の取組

	主な事業	事業主体	
62	子どもたちが読書の楽しさを味わえるような図書や、学習に活用できる図書を計画的に購入し、授業の質を高める図書資料の充実に努めるとともに、蔵書を常に見直し、子どもたちと教員が共に活用できる学校図書館の整備と更新に努める。	学校	継続

63	パソコンやインターネット環境を整備し、様々なメディアから情報を読み解く力を身につけられるよう、インターネットによる情報の調べ方を子どもたちに指導し、学校図書館や本の活用につながるように努める。	学校	継続
64	学校は市立図書館より各学年に配布された団体利用カードを利用して団体貸出を活用し、授業の充実を図る。	学校 市立図書館	継続
65	学校図書館担当者は研修会等に参加し、学校司書との連携、選書の仕方、子どもが本を手に取りやすい配架の仕方、本の紹介の仕方などを学び、学校図書館の読書環境が充実するように努める。	学校	継続
66	「読み聞かせ」や「朝の読書活動」[11)]により、読書習慣を定着させ、学校図書館を利用した調べ学習を促進していく。	学校	継続
67	国語科においては、子どもが日常的に読書に親しむことができるように指導を行う。また、他の教科においては、学校図書館司書と連携し、学校図書館を効果的に活用できるように指導を行う。	学校	新規
68	学校図書館オリエンテーションを実施し、計画的に学校図書館の利用指導を行う。	学校	継続
69	学校図書館の活動計画を作成し、日常の教育活動において、より効果的に学校図書館が利用されるように努める。	学校	継続
70	学校図書館の業務を担当する司書教諭・図書主任・学校図書館司書がその役割を果たせるような時間の確保に努める。	学校	継続
71	市立図書館と積極的に図書館運営や選書に関する情報交換を行い、より緊密な連携を図る。	学校 市立図書館	継続

72	学校・保護者・ボランティアによる、学校図書館の蔵書整理、資料修理、児童への読み聞かせ等の活動を推進する。	学校 保護者（PTA） ボランティア	継続
73	学校だより、図書館だより、ホームページなどを利用して読書活動の意義などを保護者や地域に広め、読書への理解を深める。	学校	継続
74	「子ども読書の日」（４月２３日）や「こどもの読書週間」（４月２３日～５月１２日）、「読書週間」（１０月２７日～１１月９日）を、「Ｒ１読書グランプリ」の開催等により児童や保護者へ周知し、読書への関心を高める。	指導課	継続

３　中・高校生期（概ね１２歳から１８歳くらいまで）

中学生期に関しては、自分の進路について考え始める時期であり、読書を将来に役立てようとする傾向がでてきます。多く本を読む代わりに、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになります。高校生期は、読書の目的や資料の種類に応じて、適切に本を選び読むことができるようになり、自身の知的興味のまま、一層幅広く、多様な読書が行えるようになります。

その一方で、部活動や受験等で多忙な時期でもあり、また、スマートフォン等の普及による読書活動の影響が懸念されています。

この時期には、将来の進路に役立つ本を手にする機会を増やすと共に、多様な読書に対応できるよう、また児童書から大人の本へ興味の幅が広げられるよう、読書環境を整えていく必要があります。また、多忙な中でも効率よく必要な本が手にできるよう、読書に関する情報の提供や啓発活動を行い、中学生、高校生や周囲の大人が読書に目をむける機会を増やしていきます。

（１）家庭・地域での取組

	主な事業	事業主体	
75	「子ども読書の日」（４月２３日）を記念して、「子ども読書まつり」等の事業を行い、読書への関心を高める。	ボランティア 市立図書館	継続

（２）市立図書館の取組

	主な事業	事業主体	
76	中学生・高校生が使いやすい図書館システムを研究し、計画的に更新する。	市立図書館	継続
77	長く読み継がれてきた基本的な図書を揃えて蔵書の構築を図るとともに、新刊も積極的に購入し、魅力ある蔵書構成となるよう努める。	市立図書館	継続
78	中学生・高校生が本を使って調べやすいよう、レファレンスブックの充実を図るとともに、内容やデータが古くなった本の刷新に努める。	市立図書館	継続
79	中学生・高校生向けの電子書籍の利用促進を行う。	市立図書館	継続
80	中学生・高校生が自ら本を探せるよう、わかりやすい書架表示や配架に努め、季節やテーマに合わせた展示を行う。	市立図書館	継続
81	「おおたかの森こども図書館」については、併設の学校と連携をとり、調べ学習の手助けとなる資料の充実に努め、ブックトークや団体貸出などで学校を支援する。	市立図書館	継続
82	「読書手帳」を各市立図書館や市内中学校へ公開・配布し、個別の読書記録をつけることにより、子どもの自発的な読書活動を促す。	市立図書館 学校	継続
83	中学生・高校生向けの図書・ＣＤ・ＤＶＤ・雑誌の幅広い収集に努め、ティーンズコーナーのレイアウトを工夫し、中学生・高校生の来館につながるよう努める。	市立図書館	継続
84	協定を結んでいる市内大学図書館の利用を、高校生にＰＲする。	市立図書館 市内大学図書館	継続
85	中学生・高校生が本を使って調べやすいようブックリストやパスファインダー（調べ方ガイド）の作成をすすめ、自発的な読書活動の手助けをする。	市立図書館	継続

86	計画を推進するために、司書の適切な配置を進めるとともに、図書館職員は積極的に児童サービスに係る専門機関の研修に参加し、専門技術の向上に努める。	市立図書館	継続
87	子どもへの読書活動を行っている市民やボランティア団体などに対して、読書活動に関する情報提供や研修会などを実施し、支援する。	市立図書館	継続
88	学校図書館ボランティアやボランティア希望者に対して、図書の整理、修理、読み聞かせの講座を行い、学校図書館運営を支援する。	市立図書館	継続
89	中学生の職場体験、高校生のインターンシップを受入れ、図書館への理解と利用促進に努める。	市立図書館 学校	継続
90	学校からの依頼により、授業に活用する資料の団体貸出を実施しているが、教科書に掲載された作品や関連する図書など、資料の一層の充実に努め、更に各学年に団体利用カードを配布し、団体貸出の利用を促進する。また、読書活動を支援する。	市立図書館 学校	継続
91	おすすめ本ブックリストや利用案内を学校に公開・配布することで、市立図書館の周知を図るとともに、利用を促進する。	市立図書館 学校	継続
92	中央図書館は、市立博物館と連携して中央図書館児童室に設置している郷土資料を集めた「流山コーナー」の充実や、郷土に関するイベントの開催で、中学生、高校生の流山市への関心と郷土愛を育めるように努める。	市立図書館 市立博物館	継続
93	学校等で読み聞かせをしているボランティアグループと連携を図りながら、中学生・高校生が本に親しむ機会が増えるように努め、読み聞かせや読書普及のＰＲを進める。	市立図書館 ボランティア	継続

94	関係各課と連携し、家庭読書の具体例の紹介やＰＲを行い、中学生・高校生や保護者への読書啓発に努める。	市立図書館 関係各課	継続
95	「子ども読書の日」（４月２３日）、「こどもの読書週間」（４月２３日～５月１２日）、「文字・活字文化の日」（１０月２７日）、「読書週間」（１０月２７日～１１月９日）に関連する事業や、読書活動について子どもと周囲の大人に対してＰＲを行う。	市立図書館	継続
96	流山市や市立図書館のホームページに利用案内や新着図書情報、各図書館行事を掲載し、また、インターネットを使った資料の検索、フェイスブックやツイッターの活用など、更なる情報の発信に努める。	市立図書館	継続
97	団体貸出申込みのあった単元・テーマの資料リストを公開し、学校の授業での図書の利用促進に努める。	市立図書館	新規
98	進学や就職に関する情報のコーナーを設置し、進路選択にあたっての情報収集を支援する。	市立図書館	新規

（３）学校の取組

	主な事業	事業主体	
99	中学生、高校生が読書の楽しさを味わえるような図書や、学習に活用できる図書を計画的に購入し、授業の質を高める図書資料の充実に努めるとともに、蔵書を常に見直し、子どもたちと教員が共に活用できる学校図書館の整備と更新に努める。	学校	継続
100	パソコンやインターネット環境を整備し、様々なメディアから情報を読み解く力を身につけられるよう、インターネットによる情報の調べ方を子どもたちに指導し、学校図書館や本の活用につながるように努める。	学校	継続

101	学校は市立図書館より各学年に配布された団体利用カードを利用して団体貸出を活用し、授業の充実を図る。	学校 市立図書館	継続
102	学校図書館担当者は研修会等に参加し、学校図書館司書との連携、選書の仕方、生徒が本を手に取りやすい配架の仕方、本の紹介の仕方などを学び、学校図書館の読書環境が充実するように努める。	学校	継続
103	ブックトークや「朝の読書活動」等により、中学生・高校生の読書習慣を定着させ、学校図書館を利用した調べ学習を促進していく。	学校	継続
104	学校図書館オリエンテーションを実施し、計画的に学校図書館の利用指導を行う。	学校	継続
105	学校図書館の活動計画を作成し、日常の教育活動において、より効果的に学校図書館が利用されるように努める。	学校	継続
106	学校図書館の業務を担当する司書教諭・図書主任・学校図書館司書がその役割を果たせるような時間の確保に努める。	学校	継続
107	市立図書館と積極的に図書館運営や選書に関する情報交換を行い、より緊密な連携を図る。	学校 市立図書館	継続
108	学校・保護者・ボランティアによる、学校図書館の蔵書整理、資料修理、生徒への読み聞かせ等の活動を推進する。	学校 保護者（PTA） ボランティア	継続
109	学校だより、図書館だより、ホームページなどを利用して読書活動の意義などを保護者や地域に広め、読書への理解を深める。	学校	継続

110	「子ども読書の日」（４月２３日）や「こどもの読書週間」（４月２３日～５月１２日）、「読書週間」（１０月２７日～１１月９日）を「Ｒ１読書グランプリ」の開催等により、児童生徒や保護者へ周知し、読書への関心を高める。	指導課	継続
111	学校図書館の開館時間の確保に努め、生徒の読書活動推進につなげていく。	学校	新規
112	国語科においては、子どもが日常的に読書に親しむことができるように指導を行う。また、他の教科においては、学校図書館司書と連携し、学校図書館を効果的に活用できるように指導を行う。	学校	新規

４　配慮を必要とする子どもへの取組

令和元年６月に視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律が公布･施行され、障害の有無にかかわらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与するとしました。また、国の子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次）でも、障害のある子どものための諸条件の整備を図書館に求め、障害のある子への読書活動の取組を学校に求めています。また、県の千葉県子どもの読書活動推進計画（第四次）では、すべての子どもが本に親しむための環境整備（読書バリアフリーの推進）が求められています。

本市でも、これまでに市立図書館で布の絵本やＬＬブック等多様なニーズに合わせた資料の収集を行ったり、資料の宅配サービスや、特別支援学級へ団体貸出を実施するなどの事業を行ってきました。今後とも、より配慮が必要である子ども達一人一人に寄り添い、豊かな読書活動が行われるよう、読書環境を整備し、関連機関と連携して支援していきます。

（１）家庭・地域での取組

	主な事業	事業主体	
113	乳幼児向けブックリストの活用とブックセット設置により、乳幼児と保護者が本を手に取れる機会を増やす。	障害児通所支援事業所 市立図書館	新規

114	保護者に向けて家庭における本の読み聞かせの大切さを伝え家庭読書を普及させる。	障害児通所支援事業所 市立図書館	新規

（２）市立図書館の取組

	主な事業	事業主体	
115	仕掛け絵本や点字絵本、布の絵本、ＬＬブック[12)]、外国語絵本、電子書籍の充実に努める。	市立図書館	拡大
116	「おおたかの森こども図書館」については、併設の学校の特別支援学級と連携をとり、団体貸出などで学校を支援する。	市立図書館	継続
117	ブックスタート関連事業「おはなし　しゅっぱつしんこう!」 障害児通所支援事業所へ乳幼児向けブックセットを設置する。	市立図書館	新規
118	バリアフリーおはなし会を開催する。	市立図書館 ボランティア	継続
119	特別支援学級へ団体貸出を実施し、さらに資料の充実に努め、利用を促進する。	市立図書館 学校	継続
120	わかりやすい表現（やさしい日本語）を使った市立図書館の利用案内やお知らせを作成する。	市立図書館	新規
121	宅配サービス、郵送貸出、拡大読書機、電子書籍、リーディングトラッカー[13)]について周知を図る。	市立図書館	新規

用語解説

１）ブックスタート
　すべての赤ちゃんに絵本を届け、絵本を通した子育ての楽しさを保護者に伝えるために、０歳児健診などで絵本を手渡す事業。１９９２年にイギリスで始まり、日本では２００１年４月に本格的な活動が始まり、全国へ広がっています。

２）ブックセット
　テーマに沿って複数の本をまとめてセットにしたもの。ブックスタート関連事業「おはなし　しゅっぱつしんこう！」においては、図書館員が選んだ乳幼児向けの絵本をセットにしたもののことです。

３）学校図書館図書標準
　公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、文部科学省が平成５年３月に定めた学級数に応じた基準蔵書冊数のこと。

小学校		中学校	
学級数	蔵書冊数	学級数	蔵書冊数
1	2,400	1～2	4,800
2	3,000	3～6	4,800+640×(学級数－2)
3～6	3,000+520×(学級数－2)	7～12	7,360+560×(学級数－6)
7～12	5,080+480×(学級数－6)	13～18	10,720＋480×(学級数－12)
13～18	7,960+400×(学級数－12)	19～30	13,600＋320×(学級数－18)
19～30	10,360＋200×(学級数－18)	31～	17,440＋160×(学級数－30)
31～	12,760+120×(学級数－30)		

例）小学校で 18 学級の場合…10,360 冊
　　中学校で 15 学級の場合…12,160 冊

４）団体貸出
　市内の学校、学童クラブ、幼稚園、保育所（園）、社会教育関係団体、地域団体などの団体に対して本を貸出すこと。市立図書館では、団体登録をすることで図書は１００冊まで、紙芝居は１０冊まで、ビックブック（大型絵本）は２冊まで、１か月利用することができます。

５）ブックリスト
　ある基準で選択して、読書を薦めたり紹介するために作られた本のリストのこと。ブックスタート関連事業「おはなし　しゅっぱつしんこう！」では、図書館

員のおすすめする乳幼児向けのおすすめの本のリストのことです。

６)家庭読書（略称：家読／うちどくともいう）
　読書をすることで家族の絆を深めることが目的の活動です。やり方に決まりはありませんが、「家族で同じ本を読む」「子どもが大人に本を読み聞かせる」「家族で同じ時間に本を読む」「家族が読書体験を語る」「家族で本を借りに行く」などいろいろな楽しみ方があります。

７）布の絵本
　布などを使って制作された絵本のこと。ひもやボタン、マジックテープなどを使用し、結んだり、留めたりして楽しむことができるものもあります。

８）レファレンスブック（参考図書）
　何かを調べるために使用する本のこと。辞書、地図、目録、索引、図鑑など。

９）ブックトーク
　グループを対象として数冊の本を紹介すること。あらかじめ選んでおいた数冊の本を紹介し、参加者にそれらの本について読書意欲を起こさせることを目的とします。読書の領域を拡大し、新しい分野に興味と関心を呼び起こす読書への動機付けとして効果があります。

１０）パスファインダー（調べ方ガイド）
　特定のテーマについて調べるときに図書館が提供できる資料や探索方法を紹介しているリーフレットのこと。

１１）朝の読書活動（略称：朝読／あさどく）
　学校において毎朝始業前１０分程度の時間を利用して、全校の児童生徒と教師が一斉に自分の好きな本を読むという読書推進活動。１９９７年に朝の読書推進協議会が発足して以来、全国の小・中・高等学校へ急速に普及しています。朝の読書の４原則として「（１）みんなでやる、（２）毎日やる、（３）好きな本でよい、（４）ただ読むだけ」が挙げられ、感想文や記録を行わないことが特徴です。

１２）ＬＬブック
　「ＬＬ」とは、スウェーデン語の「ＬättＬäst」（やさしく読みやすい）という言葉の略。やさしい文章や写真や絵を用いるなどして、わかりやすく書かれた本のこと。日本語が得意でない人や、知的障害や発達障害がある人の利用が考えられます。

１３）リーディングトラッカー
　読書補助具の一つ。前後の行を覆い隠し、読みたい行に視点を集中することができます。読字障害や視覚障害のある人の読書をサポートするツールです。

関係資料

（法令関係等資料）

1　子どもの読書活動の推進に関する法律

2　学校図書館法

3　視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

子どもの読書活動の推進に関する法律

（平成十三年十二月十二日法律第百五十四号）

（目的）

第一条　この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条　子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条　国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条　父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条　政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

２　政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

３　前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条　都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

２　市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

３　都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

４　前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条　国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

２　子ども読書の日は、四月二十三日とする。

３　国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

学校図書館法

（昭和二十八年八月八日法律第百八十五号）

最終改正：平成二七年六月二四日法律第四六号

（この法律の目的）

第一条　この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「学校図書館」とは、小学校（特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

（設置義務）

第三条　学校には、学校図書館を設けなければならない。

（学校図書館の運営）

第四条　学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によって、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

一　図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。

二　図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三　読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。

四　図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。

五　他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。

２　学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

（司書教諭）

第五条　学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

２　前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

３　前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

４　前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

（学校司書）

第六条　学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。

２　国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（設置者の任務）

第七条　学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

（国の任務）

第八条　国は、第六条第二項に規定するもののほか、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一　学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。

二　学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。

三　前二号に掲げるもののほか、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

附　則　抄

（施行期日）

１　この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

（司書教諭の設置の特例）

２　学校には、平成十五年三月三十一日までの間（政令で定める規模以下の学校にあっては、当分の間）、第五条第一項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

附　則　（昭和三三年五月六日法律第一三六号）　抄

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。

附　則　（昭和四一年六月三〇日法律第九八号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

附　則　（平成九年六月一一日法律第七六号）

この法律は、公布の日から施行する。

附　則　（平成一〇年六月一二日法律第一〇一号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附　則　（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附　則　（平成一三年三月三〇日法律第九号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

附　則　（平成一五年七月一六日法律第一一七号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第七条　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第八条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（平成一八年六月二一日法律第八〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附　則　（平成一九年六月二七日法律第九六号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条から第十四条まで及び附則第五十条の規定　平成二十年四月一日

附　則　（平成二六年六月二七日法律第九三号）

（施行期日）

１　この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

（検討）

２　国は、学校司書（この法律による改正後の学校図書館法（以下この項において「新法」という。）第六条第一項に規定する学校司書をいう。以下この項において同じ。）の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、新法の施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　則　（平成二七年六月二四日法律第四六号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

（令和元年六月二八日法律第四九号）

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第四十九号）

目次

第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　基本計画等（第七条・第八条）
第三章　基本的施策（第九条―第十七条）
第四章　協議の場等（第十八条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）第二条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

２　この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

３　この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

（基本理念）

第三条　視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一　視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向

上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。

二　視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。

三　視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

（国の責務）

第四条　国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条　地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（財政上の措置等）

第六条　政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章　基本計画等

（基本計画）

第七条　文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

２　基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針

二　視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三　前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

４　文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

５　文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをイ

ンターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
６　前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。
（地方公共団体の計画）
第八条　地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。
２　地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
３　地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
４　前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。
第三章　基本的施策
（視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等）
第九条　国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。
２　国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。
（インターネットを利用したサービスの提供体制の強化）
第十条　国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。
一　点字図書館等から著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」という。）であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援

二　視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

（特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援）

第十一条　国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

２　国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第十八条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等）

第十二条　国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

２　国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備）

第十三条　国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

（端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援）

第十四条　国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

（情報通信技術の習得支援）

第十五条　国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに

当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（研究開発の推進等）

第十六条　国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

（人材の育成等）

第十七条　国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章　協議の場等

第十八条　国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

第２次流山市子どもの読書活動推進計画

令和４年３月

発行　流山市教育委員会

編集　流山市教育委員会生涯学習部　図書館

住所　〒270-0176　千葉県流山市加 1-1225-6

電話　04-7159-4646